

第2章 障がい福祉計画

第1節 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

(1) 背景と趣旨

我が国における障がい者施策は、昭和45年の「心身障害者対策基本計画」から始まり、平成5年には「障害者基本法」として障がい者の自立と社会参加の促進、精神障がい者を障がい者の範囲に加えるなど大きく改正され、障がい者施策の推進が図られてきました。平成16年の「障害者基本計画」の改正と平成17年の「障害者自立支援法」の成立により、各自治体に『障害者計画』と『障害福祉計画』を策定することが義務づけられました。その後、平成25年における「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」への改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」の平成30年施行に伴い、医療的ケア児への支援体制の整備等、障がい児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図るよう『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。

また、近年、障がい者を取り巻く環境の変化や、法整備が進んでいます。障がい者の就労・雇用に関しては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」（平成25年施行）により、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図っています。さらに、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」（平成30年施行）では、雇用分野における障害者差別を禁止する措置が定められています。そして、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（平成24年施行）や「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」（平成28年施行）により、障がい者の虐待防止・早期発見の取組が進んでいます。

本市では、このような国の大きな流れを踏まえ、萩市基本ビジョンの基本方針の一つである「だれもが生きいきと暮らせるまちづくり」の実現に向け、これまでの障がい者施策の状況と障がい者とその家族の意向等を把握し、今後の

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため「萩市障がい福祉計画」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

「萩市障がい福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び改正児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定したものであり、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として位置づけるものです。

本計画は、国の「障害者基本計画」や県の「やまぐち障害者いきいきプラン」「山口県障害福祉サービス実施計画」との関係に留意し、「萩市基本ビジョン」をはじめ、福祉の基本的な計画である「萩市健康福祉計画」の理念のもと、市の関連計画との整合性を図り策定しました。

(3) 計画の対象

本計画の主たる対象は、障害者基本法第2条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する「障がい者」及び「障がい児」とします。具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障がい、発達障がいなどの障がいのある人です。これらを総称して「障がい者」と表記しています。

また、そのほかの障がいのない市民、ボランティア団体、事業所、企業等についても、広報・啓発、障がいや障がい者に対する理解や支援等の促進を図る対象となることから、本計画の対象に含まれると考えます。

第2節 現状と課題

1 障がいの状況

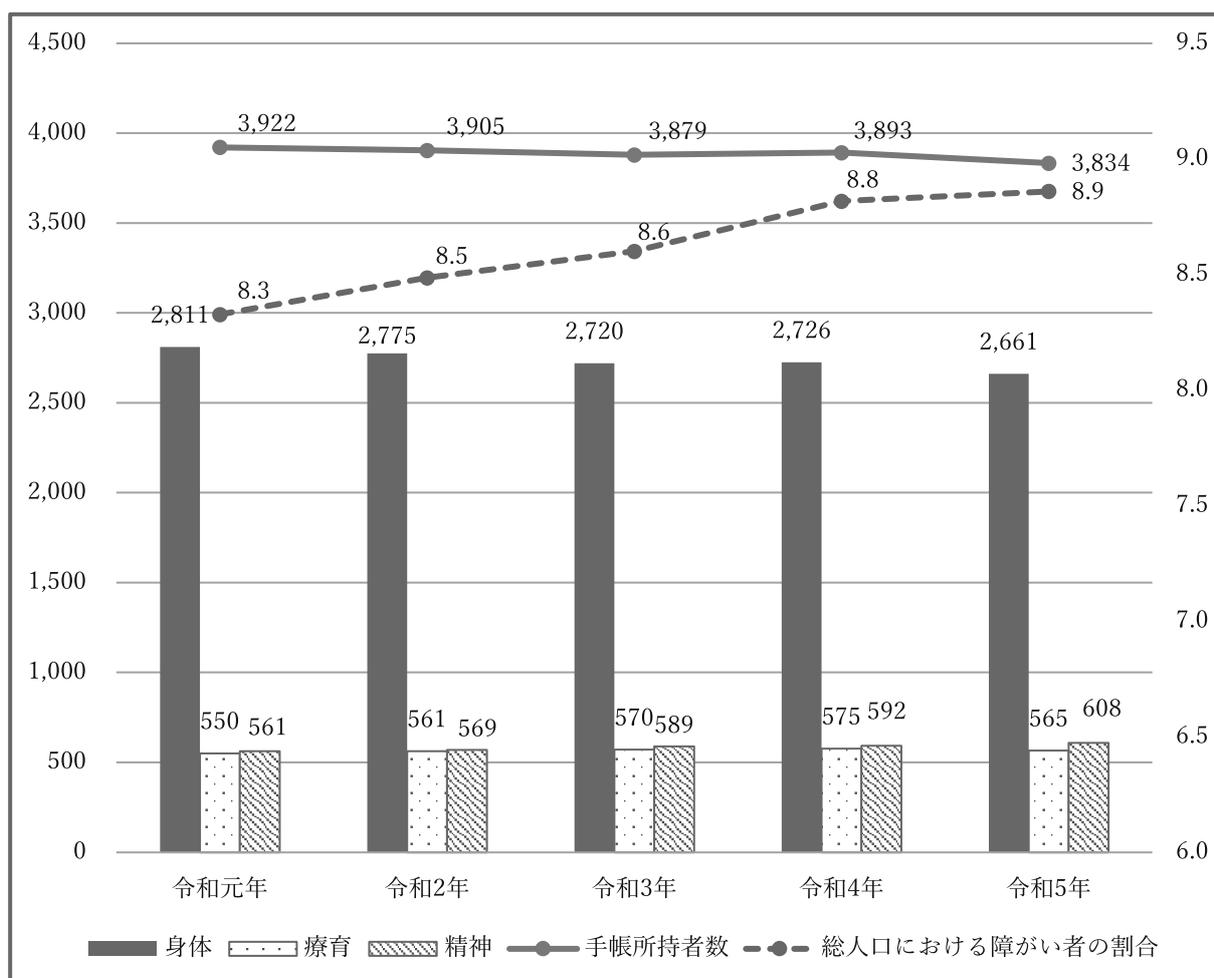
(1) 障害者手帳所持者の状況

本市における手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む））は、令和5年4月1日現在で、3,834人となっています。障がい種別で見ると、身体障害者手帳の所持者が最も多くなっていますが、近年の傾向をみるとその数は減少しています。一方、療育手帳所持者は横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

手帳所持者の総人口に占める割合も、わずかではありますが上昇しています。

■手帳所持者数の推移■

（単位：人、％）



（各年4月1日現在）

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

手帳所持者の年齢構成をみると、令和5年においては、18歳未満の身体障害者手帳所持者が身体障害者手帳所持者全体に占める割合は、0.9%となっており、圧倒的多数を18歳以上の障がい者が占めていることが分かります。また、65歳以上（高齢者）の身体障害者手帳所持者が80.9%を占めており、人口推移と同様、高齢化が進んでいることが分かります。

療育手帳所持者については、すべての年齢層において増加傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳所持者についても増加傾向が続いています。

■手帳所持者数の年齢別推移■

（単位：人）

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者	18歳未満	27	23	23	24	25
	18～64歳	548	530	512	499	482
	65歳以上	2,236	2,222	2,185	2,203	2,154
	計	2,811	2,775	2,720	2,726	2,661
療育手帳所持者	18歳未満	65	67	62	60	63
	18～64歳	393	390	400	405	392
	65歳以上	92	104	108	110	110
	計	550	561	570	575	565
精神障害者保健福祉手帳所持者	18歳未満	11	11	11	11	10
	18～64歳	387	387	407	414	420
	65歳以上	163	168	171	167	178
	計	561	569	589	592	608

（各年4月1日現在）

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

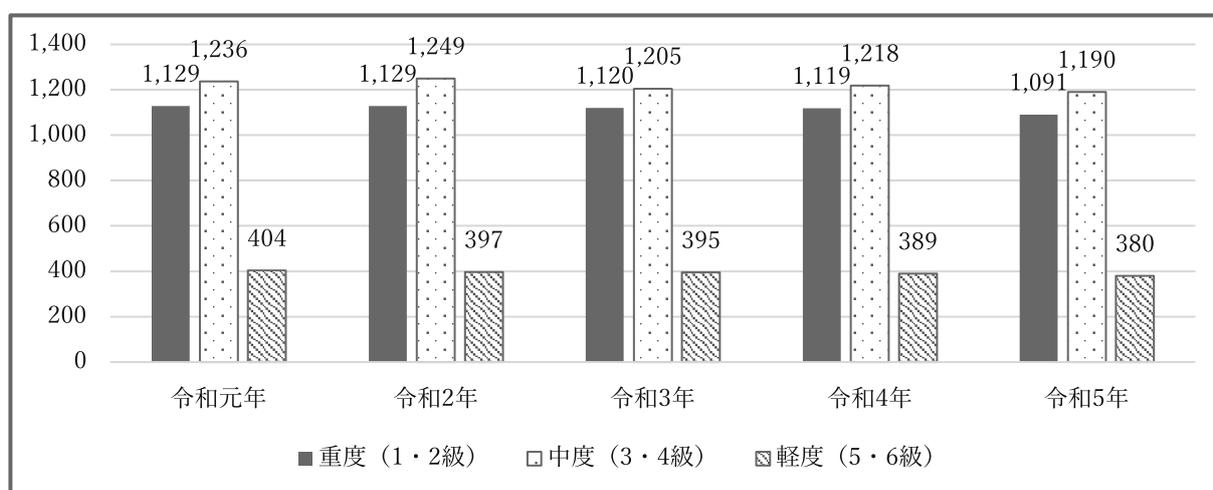
(2) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数を障がいの等級別にみると、令和5年においては、「中度重度(3・4級)」が1,190人で最も多く、次いで「重度(1・2級)」が1,091人、「軽度(5・6級)」が380人となっています。

身体障害者手帳所持者は、この5年間ではわずかに減少傾向で推移していますが、「中度(3・4級)」の減少率が他と比較して大きくなっています。

■ 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移 ■

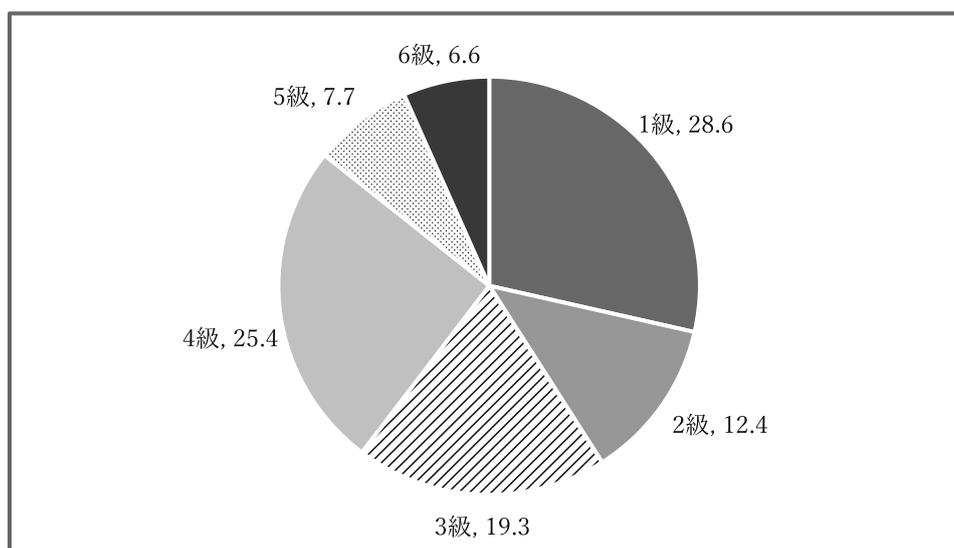
(単位：人)



(各年4月1日現在)

■ 身体障害者手帳所持者（等級別）構成比（令和5年） ■

(単位：%)



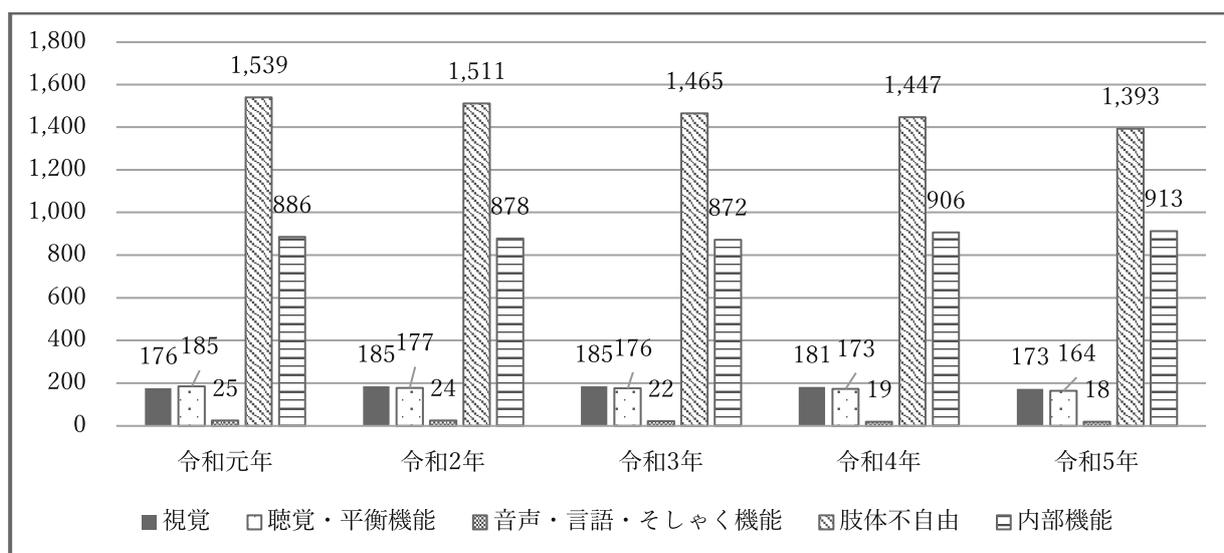
(令和5年4月1日現在)

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

身体障害者手帳所持者数を障がいの部位別にみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障害」、「聴覚・平衡機能障害」などとなっています。また、この5年間では「肢体不自由」や「内部障害」、「聴覚・平衡機能障害」などの手帳所持者数は減少傾向を示しています。

■身体障害者手帳所持者数（部位別）の推移■

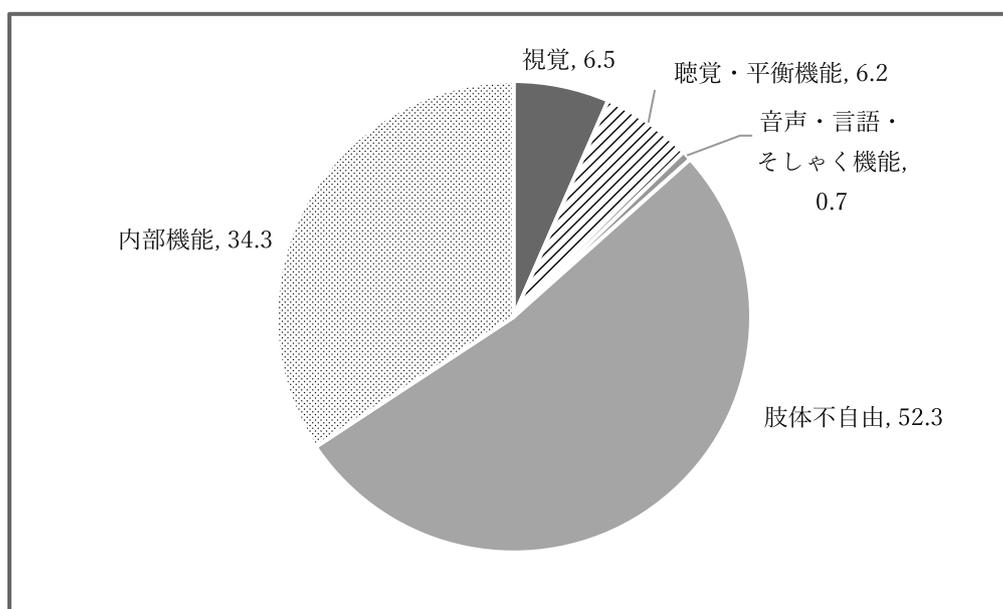
(単位：人)



(各年4月1日現在)

■身体障害者手帳所持者（部位別）構成比（令和5年）■

(単位：%)



(令和5年4月1日現在)

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

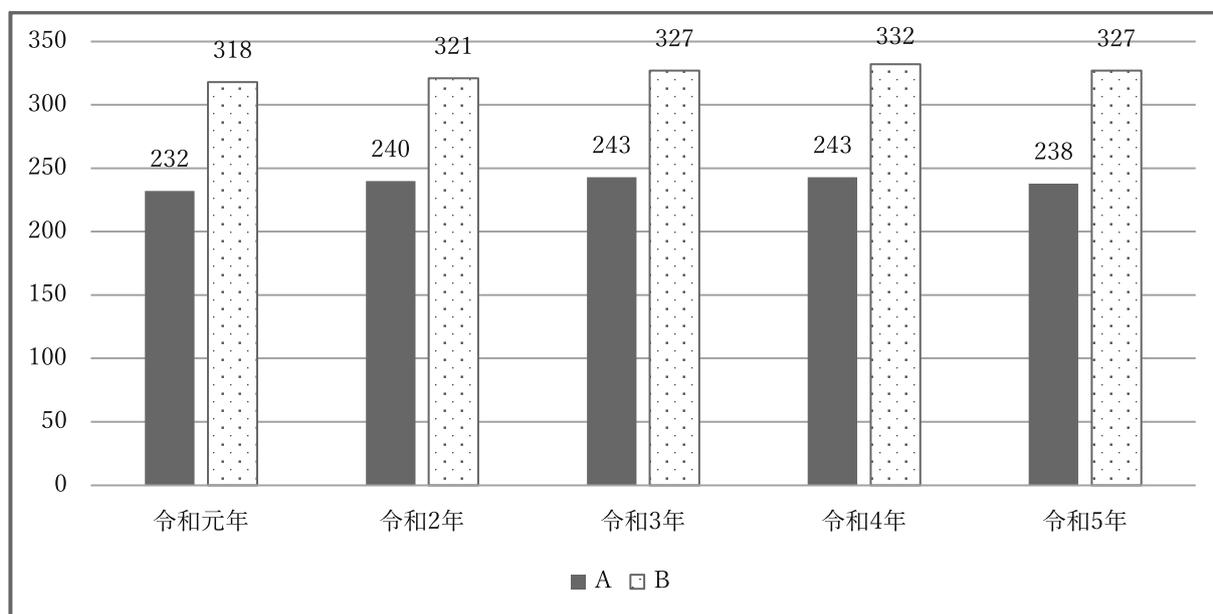
(3) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数の推移を障がいの等級別にみると、「A」と比較して、「B」がより増加していることが分かります。

令和5年における療育手帳所持者を障がい程度別にみると、「B」が57.9%となっています。

■療育手帳所持者数（障がい程度別）の推移■

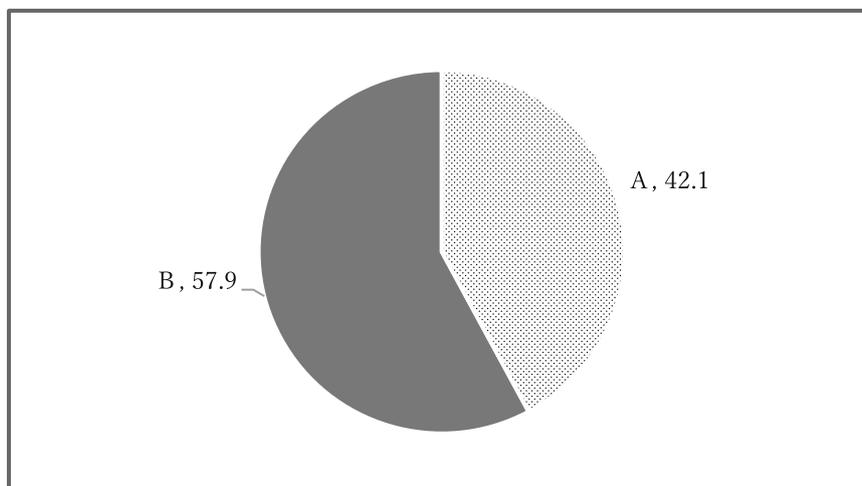
(単位：人)



(各年4月1日現在)

■療育手帳所持者（障がい程度別）構成比（令和5年）■

(単位：%)



(令和5年4月1日現在)

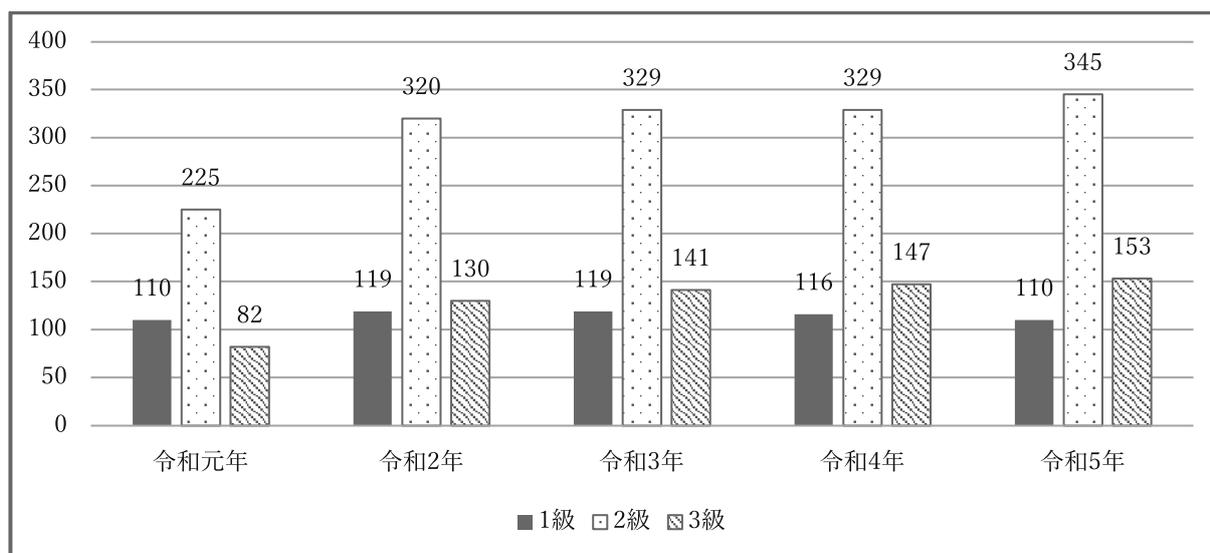
Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

(4) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を障がいの等級別にみると、「1級(重度)」はほぼ横ばいで推移していますが、「2級(中度)」と「3級(軽度)」は増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移■

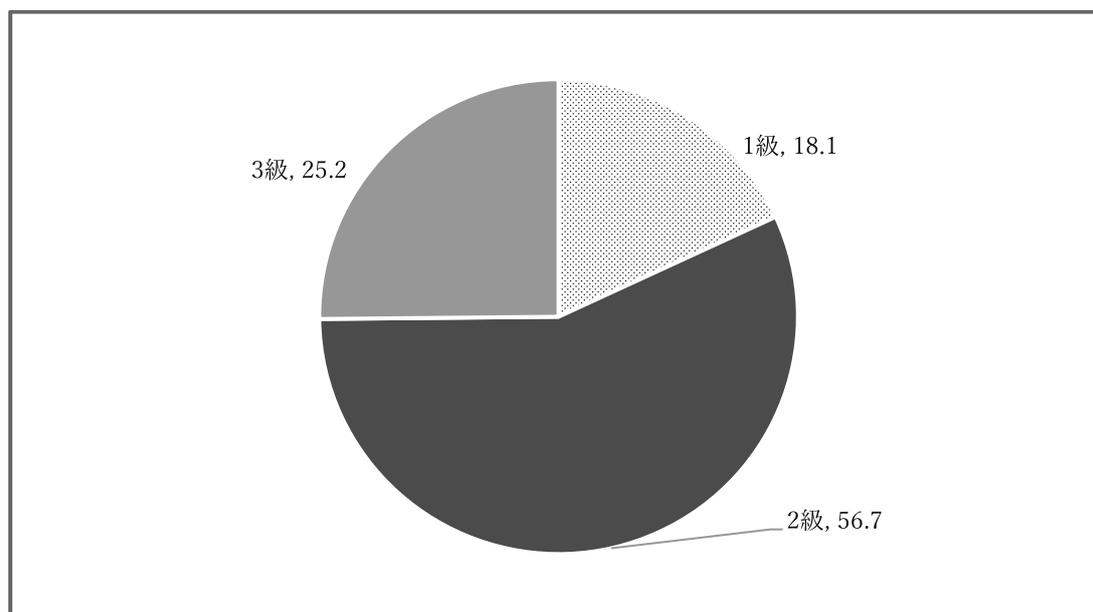
(単位：人)



(各年4月1日現在)

■精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）構成比（令和5年）■

(単位：%)



(令和5年4月1日現在)

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

(5) 発達障がい者の状況

平成17年4月には、「発達障害者支援法」が施行され、発達障がいの早期発見と支援に関する国や都道府県、市町村の責務が明らかにされるとともに、学校教育や就労における支援等生活全般にわたる支援の必要性が示されました。

また、平成22年12月の「障害者自立支援法」の改正により、この法律に基づく支援の対象者として発達障がい者が含まれることが明記されました。

平成28年には、10年ぶりに「発達障害者支援法」が改正され、発達障がい者の定義が「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」と社会的障壁の条文が加わるとともに、家族、教育、雇用、医療等各関係者からの支援の必要性が明記されました。

発達障がい者の状況については、平成24年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、小中学校の通常学級に在籍している児童・生徒のうち、発達障がいの可能性があり、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒は、6.5%程度の割合で存在する可能性があるとして報告されています。

また、厚生労働省が平成28年に実施した「生活のしづらさなどに関する調査」結果では、医師から発達障がい者と診断された人は、48万1千人と推計されるとの報告されており、近年の発達障がい者数の増加に対応した支援体制を強化する必要があります。

(6) 高次脳機能障がい者の状況

高次脳機能障がいは、交通事故や脳血管疾患等で脳に損傷を受けた結果、言語や記憶等の機能の一部に障がいが生じた状態をいいます。

注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制が効かなくなる等の症状が現れ、周囲の状況に合った適切な行動が選べなくなり、生活に支障を来すことがあります。他の障がいと比べると、外見上は障がいが目立たないことや、本人も自分の障がいを十分に認識できていない場合があるため、正確な高次脳機能障がい者数を把握するのは難しい状況にあります。

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

(7) 難病患者の状況

平成25年4月施行の「障害者総合支援法」では、障がい者の定義に新たに難病患者等が加えられました。平成26年5月には「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成27年1月1日から新たな難病医療費助成制度が開始されました。

当初、110疾病であった医療費助成の対象疾病（指定難病）は、令和5年7月1日現在で338疾病となっています。

■特定医療費（指定難病）受給者証所持者数（山口県総数）■ （単位：人）

平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
11,977	11,911	12,869	12,991	12,772

（各年度末現在）

(8) 障がい支援区分認定者の状況

障がい福祉サービスのうち、居宅介護サービス等の介護給付に該当するサービス等を利用するためには、障がい支援区分の認定が必要となります。障がい支援区分は、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、区分1から区分6までの6段階で表され、医師や福祉関係者の10人で組織する「障がい支援区分認定審査会」において判定し、市が認定を行います。

■障がい支援区分の推移■ （単位：人）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分1	2	5	8	8	9
区分2	49	43	45	48	47
区分3	65	71	65	63	63
区分4	76	68	68	75	75
区分5	63	62	58	57	55
区分6	75	81	84	87	85
計	330	330	328	338	334

各年4月1日現在

第3節 今後の取組の方向

本計画は、障がいのある人もない人も、すべての人々が社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、人としての尊厳を大切にして、生きいきと生活できる地域社会づくりを目指しており、その基本方針として、「だれもが健やかに安心して住み慣れた地域で、生きいきと暮らせるまち」を掲げています。

障がい者の社会参加と自立を考えると、自己選択、自己決定、自己管理、自己実現ができるような生活を目指し、それを推進し、支援することが必要です。

住み慣れた地域で自分らしく充実した毎日を過ごすために、地域社会で支え合うことが重要であり、良質な福祉サービス提供体制の整備と地域での助け合いを両輪とした、だれもが生きがいを持って暮らせる地域社会の構築を目指します。

1 基本目標（テーマ）

(1) 基本方針

～だれもが健やかに安心して住み慣れた地域で、
生きいきと暮らせるまち～

障がいのあるなしにかかわらず、だれもがその個性や特性を認め合いながら互いに支え合う、自立と協働による共生社会の実現を目指す。

(2) 基本目標

基本目標 1 住みよいまちづくりの推進

基本目標 2 自立生活の支援

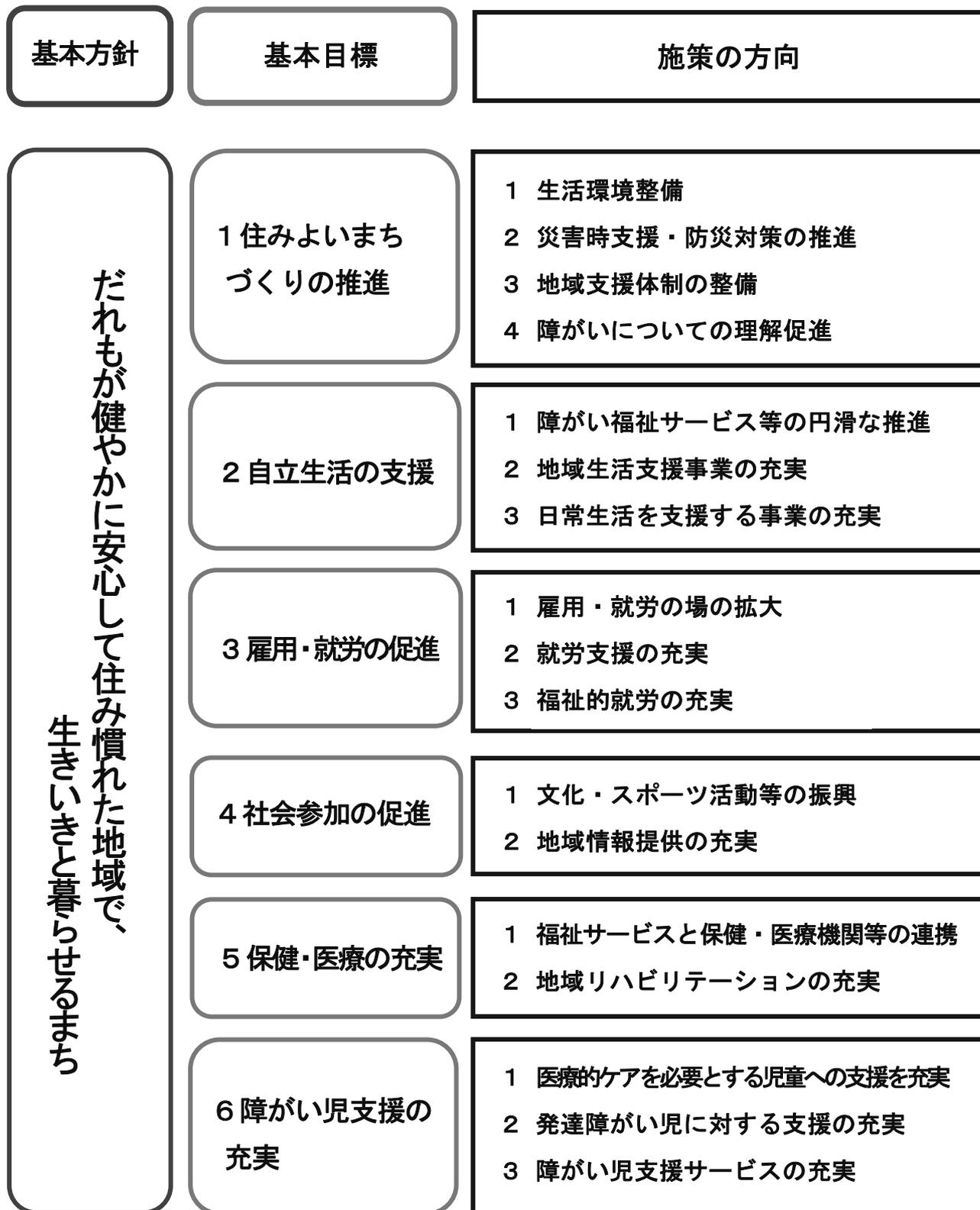
基本目標 3 雇用・就労の促進

基本目標 4 社会参加の促進

基本目標 5 保健・医療の充実

基本目標 6 障がい児支援の充実

2 体系図



第4節 取組の内容

基本目標1 住みよいまちづくりの推進

障がい者が地域の中で安心して、安全に日常生活、社会生活を営むためには、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりが大切です。

また、近年の集中豪雨等による河川の氾濫やライフラインの寸断に備え、障がい者の視点に立った防災体制、避難体制の整備が必要です。

障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取組を推進するとともに、障がい者理解の促進を図ります。

【施策の方向】

- 1 生活環境整備
- 2 災害時支援・防災対策の推進
- 3 地域支援体制の整備
- 4 障がいについての理解促進

1 生活環境整備

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインを念頭におき、幅の広い歩道の整備や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、視覚障がい者に配慮した信号機の設置、多目的トイレ設置など障がい者が安全でかつ快適に円滑な外出ができる環境整備を進めます。

2 災害時支援・防災対策の推進

「地域防災計画」により、避難訓練の実施や避難場所の周知、避難体制の整備を図るなど障がい者を含む避難行動要支援者対策を推進します。さらに障がいの有無だけでなく、その特性に応じた情報保障や「自助」「共助」が重要となるため、防災研修会や防災訓練を通じて普及啓発を図ります。

また、障がい者が消費者犯罪等を含めた各種の犯罪に合わないよう、「萩市消費者安全確保地域協議会」等において関係機関と連携し、防犯対策の充実を図ります。

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

今後、障がい者虐待防止対策、サービス利用者の人権擁護等全般的な課題について、関係機関との連携を含めた対応システムを萩市自立支援協議会や萩市権利擁護支援センターを活用して検討していきます。

3 地域支援体制の整備

障がい者の福祉施策の推進にあたり、萩市自立支援協議会、萩市社会福祉協議会等の関係機関と連携して推進していきます。

また、障がい者団体や家族会の活動、各種の福祉に関わるボランティア活動の振興により、地域住民の理解と協力による支援体制の充実に努めます。

4 障がいについての理解促進

平成28年4月に施行された障害者差別解消法について、市民の関心と理解を深めるため、各種イベントや研修会等を実施し周知・啓発活動を行います。具体的には、平成26年12月に制定した「手話言語条例」に基づき、聴こえない・話せない等の障がいについて理解し、「手話は言語である」ことを認識するとともに、だれもが手話に触れ、新たなコミュニケーション方法を獲得することを目指して市民参加型の手話研修会を実施します。この他、知的障がいや発達障がい等、さまざまな障がいについて理解を深めるため、教育現場における体験学習や民生委員の研修会等、地域において「あいサポート運動」を実施し、ノーマライゼーションの実現を目指します。

基本目標2 自立生活の支援

障がい者が地域で自立した生活ができるように、地域における相談支援・情報提供体制やコミュニケーション及び移動に関わる支援や在宅サービス等の充実を図ります。

地域で障がい者の生活を支えるため、行政サービス以外にも、隣近所の住民やボランティア等の活動団体など、地域に住む人たちが協力し合い、取り組んでいくことが大切です。そのため、住民の福祉意識の高揚に取り組み、「地域福祉」の活動を推進するとともに、福祉やサービスに関する情報提供や窓口の充実を推進します。

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

【施策の方向】

- 1 障がい福祉サービス等の円滑な推進
- 2 地域生活支援事業の充実
- 3 日常生活を支援する事業の充実

1 障がい福祉サービス等の円滑な推進

障がい福祉サービスの利用申請の受付、認定調査、認定審査会の運営、障がい支援区分の認定など、サービスの支給決定に関わる制度を円滑に推進します。

また、指定事業所等のサービスの質の向上を図るため、萩市自立支援協議会専門部会を通じて行政と事業所、あるいは事業所間の連携と情報共有を強化し、適正かつ安定的な運営がなされるよう努めます。

さらに、基幹相談支援センターを中心に相談支援体制を強化し、障がい者や療育を必要とする児童及びその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう相談機能の充実化を図るとともに、萩市自立支援協議会のネットワーク機能を活用し、就労支援や虐待防止対策等の役割強化を推進します。

2 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、自立支援給付とともに、障がい者の地域での生活を総合的に支援する一翼を担う事業として位置づけられています。

この事業では、障がい者やその家族に対する直接的な支援はもちろんのこと、意思疎通支援者養成事業や自立生活相談支援事業など、支援者側の人材育成や障がい者本人のスキルアップを図ることも行っています。住み慣れた地域で自分らしく自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、今後も地域生活支援事業の機能強化と充実を図ります。

3 日常生活を支援する事業の充実

本市では地域において障がい者やその家族を支えるための事業として、サービス提供の基礎となる障がい者手帳の交付や相談事業、マンパワーの確保、介護保険サービスとの調整事務や各種の障がい者関連福祉事業などを実施し

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

ていますが、少子高齢化に伴い、そのニーズは日々変化しています。今後も国や県の動向を注視しつつ、本市の地域特性に適った事業の充実に努めます。

基本目標3 雇用・就労の促進

障がい者の自立した生活や自己実現を図るには、自ら社会に参加し、仕事に就くことが大切です。そのため、市内事業所や一般企業と連携を図り、就労先を確保するなど支援体制を強化するとともに、障がい者が生きがいを持って暮らせる社会を構築します。

【施策の方向】

- 1 雇用・就労の場の拡大
- 2 就労支援の充実
- 3 福祉的就労の充実

1 雇用・就労の場の拡大

ハローワークをはじめ地域における学校・企業・関係機関等による連携を強化し、アセスメントやモニタリング会議を繰り返しながら、個々の障がいの状況に対応した雇用・就労の場の確保に努めるとともに、その就労が継続できるよう支援体制を整備します。

障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの安定的な物品及び役務の調達が図られるよう、積極的な活用に努めます。

2 就労支援の充実

障がい者の一般就労に向けて、ハローワークや障害者就業・生活支援センター及び一般企業と連携し、職場体験や現場実習等を通じて職場の環境整備に努めるとともに、雇用の維持と障がい者自身の就労意欲の向上を図るため、定期的なモニタリングを実施し就労定着支援を強化します。

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

3 福祉的就労の充実

障がいの程度により、一般企業での就労が困難な障がい者に対して、就労継続支援等のサービス利用を積極的に進め、障がい特性に応じた就労訓練や生産活動等を行うことで、社会参加の促進と生きがいを感じることでできる活躍の場を確保します。また障がい福祉サービスを利用しながらも就労意欲の向上を図るために、公共施設の清掃業務委託や、日中活動系サービス事業所を利用している障がい者が作った生産加工品等の展示販売を行う「あったかマルシェ」の開催等、工賃向上を目指したサービスの確保に努めます。

基本目標4 社会参加の促進

地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進していきます。

また、障がい者の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進し、障がい者の社会参加を支援します。

【施策の方向】

- 1 文化・スポーツ活動等の振興
- 2 地域情報提供の充実

1 文化・スポーツ活動等の振興

スポーツ・レクリエーション活動は、障がい者の生きがいや楽しみを向上させる活動であるとともに、健康の維持・増進、生活習慣病の予防などに資する活動として考えられるため、今後一層の振興に努める必要があります。

山口県が行っているキラリンピックや全国障害者スポーツ大会の参加については、手帳所持者の年齢が高齢化するとともに参加人数も減少していますが、それぞれの大会で好成績を収める選手もおり、今後も積極的な参加を呼びかけます。

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

2 地域情報提供の充実

障がい者への地域社会の総合的な情報提供を保障するため、サービスガイドの見直しやホームページのバリアフリー化を推進します。

特に、「情報保障」の満足度向上に向けて、障がい福祉サービスをはじめ、本計画に関わる保健、医療、教育・育成、雇用・就労、社会参加、まちづくりなど各分野にわたる事業・制度等について、分かりやすいガイドブックの作成と広報及び市ホームページの充実に努めます。

基本目標5 保健・医療の充実

疾病を原因とする障がいや、成長期における発達障がい等については、早い段階で対策を講じ、その特性に寄り添った支援を行うことが重要です。このため、福祉サービス事業や保健・医療機関等の連携を強化し、障がい者の情報を共有することで障がいの早期発見・早期対応に努めます。

【施策の方向】

- 1 福祉サービスと保健・医療機関等の連携
- 2 地域リハビリテーションの充実

1 福祉サービスと保健・医療機関等の連携

脳血管障がい等の疾病を原因として障がい者になった人や生活習慣の悪循環により高齢期になって障がいが発生する人が多い現状から、疾病や要介護状態になることを防止するために、若いうちからの生活習慣病対策、介護保険事業・地域支援事業（介護予防事業）の充実に努めるとともに、特定健診・特定保健指導を推進します。

障がいのある児童の早期療育に向けて、障がいの早期発見や予防のために健康診査・保健指導・相談事業等の母子保健及び学校保健施策などを実施します。

また、これらの情報をもとに、乳幼児期・児童期等における発達障がいの早期発見・早期対応に努め、萩市自立支援協議会の子ども支援部会等を通じて本市における現状と課題を整理し、さらなる環境整備を推進します。

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

2 地域リハビリテーションの充実

障がいを発見した後、早期治療、リハビリテーションの実施、福祉サービスの提供等、一連の対応を効果的に進めるため、保健・医療・福祉の連携強化のための体制及び早期療養体制の充実について検討していきます。

基本目標6 障がい児支援の充実

障がいのある児童や療育を必要とする児童の健やかな発育のために、障がいや疾病の早期発見に加え、適切な時期に子どもにあった保健や療育を提供することが求められており、ライフステージごとの支援に向け、保健・医療・教育・保育の各分野が連携した切れ目ない支援体制の充実を図ることが重要です。

【施策の方向】

- 1 医療的ケアを必要とする児童への支援を充実
- 2 発達障がい児に対する支援の充実
- 3 障がい児支援サービスの充実

1 医療的ケアを必要とする児童への支援を充実

医療的ケアを必要とする児童に対して、保健・医療・福祉・教育・保育等の関連機関や障がい児通所支援事業所、訪問看護事業所等の協議の場として、萩市自立支援協議会の子ども支援部会を設置し、本市における課題の整理と今後の支援体制の強化を検討しています。

本市では、平成30年度より医療的ケア児訪問看護事業を実施し、放課後等デイサービスを利用する医療的ケアが必要な児童の支援を行っています。また、こうした児童の支援を積極的に行うため、基幹相談支援センターを中心に医療的ケア児等コーディネーターを配置しています。今後も事業の継続とさらなる機能強化に努め、医療的ケアが必要な児童への総合的、包括的な支援の充実を図ります。

2 発達障がい児に対する支援の充実

発達障がい児に対して、ライフステージに応じた切れ目のない支援を図る

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

ため、障がい、子育て、福祉、教育等の関係部署及び関係機関が連携し、情報等を共有して一体的な支援の充実を図ります。

3 障がい児支援サービスの充実

本市には、児童発達支援センターが1カ所、放課後等デイサービス事業所が3事業所ありますが、近年は利用児童の増加により希望通りの利用日数が確保できない状況が続いています。

今後は、保育所や認定こども園及び児童クラブなどの子育て支援分野との連携を強化し、真に必要な療育について検証を行い、それぞれの現場において相乗効果が図られるよう支援体制のあり方を検討します。

第5節 計画の成果目標と事業量の見込み

1 成果目標の設定

第6期計画の実施状況や、国の基本方針、県の数値目標との整合性を図りながら、令和8年度末に向けた数値目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末の施設入所者数105人の2.9%に当たる4人を令和8年度末までに地域生活へ移行するものとします。

令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末の施設入所者数から4人(3.0%)を削減した101人とします。

項目	R4年度 入所者数	目標数	考え方
地域生活移行者の目標数	105人	4人	県推計値：2.9%以上
施設入所者の削減目標数	105人	4人	県推計値：3.0%以上

(2) 地域生活支援拠点等の整備

本市では、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、自立等の相談、地域生活への移行、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会や場の提供、ショートステイ等の緊急時の受入れ体制、専門的な知識・経験等を持つ人材の確保と養成、地域の体制づくりについて、面的整備を進めました。今後は萩市自立支援協議会において、その運用状況等について検証・検討します。

地域生活支援拠点等の確保	1カ所	国の基本指針 市町または各圏域に一つ以上
--------------	-----	-------------------------

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち令和8年度中に一般就労へ移行する人を令和4年度1人から4人（国の基本指針1.28倍以上）とします。

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

イ 就労移行支援事業から一般就労への移行

就労移行支援事業の利用者のうち令和8年度中に一般就労へ移行する人を令和4年度0人から1人（国の基本指針1.31倍以上）とします。

ウ 就労継続支援A型事業から一般就労への移行

就労継続支援A型事業の利用者のうち令和8年度中に一般就労へ移行する人を令和4年度1人から2人（国の基本指針1.29倍以上）とします。

エ 就労継続支援B型事業から一般就労への移行

就労継続支援B型事業の利用者のうち令和8年度中に一般就労へ移行する人を令和4年度0人から1人（国の基本指針1.28倍以上）とします。

オ 就労定着支援による職場定着率

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行し、就労定着支援を利用する者の就労定着率を7割とします。

項目（一般就労へ）		R4年度実績	目標数	国の基本指針
福祉施設から		1人	4人	1.28倍以上
内 訳	就労移行支援事業から	0人	1人	1.31倍以上
	就労継続支援A型事業から	1人	2人	1.29倍以上
	就労継続支援B型事業から	0人	1人	1.28倍以上
就労定着支援利用者数		—	1人	1.41倍以上
就労定着率		—	7割	7割

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターでは、障がいのある児童が通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または、集団生活への適応のための訓練を行っています。

第2期障がい児福祉計画の策定に係る国の基本指針では、児童発達支援センターについて、令和5年度末までに各市町村（または各圏域）に少なくとも1カ所以上設置することになっています。

本市では、令和2年度末においてすでに1カ所設置済みであることから、目標値は設定しないこととしますが、センターの維持と支援の強化について

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

今後も検討します。

イ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等訪問支援では、保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がい児を対象に、障がい児が他の児童との集団生活に適応することができるよう、訪問支援員が障がい児の状況や環境に応じて適切かつ効果的な支援を行っています。

第2期障がい児福祉計画の策定に係る国の基本指針では、令和5年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することになっています。

本市においては、令和2年度末においてすでに事業所を確保していることから、目標値は設定しないこととします。

ウ 重症心身障がい児等への支援体制確保

市内にある児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と協議をしながら、引き続き、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、サービスの充実を図ります。

項目	目標数	国の基本指針
重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1カ所	市町または圏域に1カ所以上
重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1カ所	市町または圏域に1カ所以上

エ 医療的ケア児に関する協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケアが必要な児童の支援について、萩市自立支援協議会及び専門部会において協議し、保育、保健医療、教育、障がい福祉、就労支援等のさまざまな機関との連携を図りながら推進していきます。また、本市に配置しているコーディネーターが中心となって医療的ケア児の支援を行います。

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

(5) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターを中心に市内の相談事業所と連携し、総合的・専門的な相談支援の実施に努め、さらに各研修会等への参加を積極的に促し、人材育成や支援体制の強化を図ります。

項目	目標数
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年12回

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築

県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び県による指導監査結果の共有等により、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。

項目	目標数
県が実施する研修への参加	職員1人以上
審査結果を活用し事業所等と共有する体制	年1回以上

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

2 障がい福祉サービス等の事業量見込み

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等の援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に自宅での入浴、排せつ、食事等の介護、外出時の移動支援を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に、移動やそれに伴う外出先において必要な視覚的情報支援等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な人の中でも要介護度が特に高いと認められた人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

【実績と目標】

サービス名		R4 年度実績	R8 年度目標	進捗率 (%)
居宅介護	人/月	74	76	97.4
	時間/月	618	634	97.5
重度訪問介護	人/月	0	1	0
	時間/月	0	60	0
同行援護	人/月	7	8	87.5
	時間/月	40	46	87.0
行動援護	人/月	1	2	50.0
	時間/月	5	10	50.0
重度包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	介護を必要とする人に、日中において、入浴や排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間（2年以内）就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。 （A型：雇用契約あり、B型：雇用契約なし）
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、課題に対応できるように、事業所・家族との連絡調整や指導・助言等の支援を一定期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話を行います。
短期入所	自宅で障がい者を介護している人が病気になった場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

【実績と目標】

サービス名		R4 年度実績	R8 年度目標	進捗率 (%)
生活介護	人/月	183	187	97.9
	日/月	3,479	3,560	97.7
自立訓練 （機能訓練）	人/月	0	0	0
	日/月	0	0	0
就労選択支援 ※新規	人/月	-	1	-
	日/月	-	1	-
自立訓練 （生活訓練）	人/月	9	11	81.8
	日/月	123	154	79.9

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

就労移行支援	人/月	6	8	75.0
	日/月	103	136	75.7
就労継続支援A型	人/月	26	35	74.3
	日/月	460	630	73.0
就労継続支援B型	人/月	192	197	97.5
	日/月	3,185	3,238	98.4
就労定着支援	人/月	0	2	0
療養介護	人/月	9	10	90.0
短期入所 (福祉型)	人/月	7	10	70.0
	日/月	51	73	69.9
短期入所 (医療型)	人/月	0	0	0
	日/月	0	0	0

(3) 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどを利用していた障がい者でひとり暮らしを開始した人に、定期的に居宅を訪問し必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、訪問・電話・メール等による随時相談対応も行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間や休日において、相談、入浴、排せつ、または食事の介助、その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日において、入浴や排せつ、食事の介助等を行います。

【実績と目標】

サービス名		R4 年度実績	R8 年度目標	進捗率 (%)
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助	人/月	81	92	88.0
施設入所支援	人/月	105	101	104.0

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	自ら課題の解決やサービスの利用調整が困難な障がい者を対象に、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、専門的なケアマネジメントにより、きめ細やかな支援を実施するサービスです。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住まいの確保をはじめとして地域生活に移行するための活動に関する支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

【実績と目標】

サービス名		R4 年度実績	R8 年度目標	進捗率 (%)
計画相談支援	人/月	108	115	93.9
地域移行支援	人/月	1	3	33.3
地域定着支援	人/月	0	1	0

(5) 障がい児支援

サービス名	内容
児童発達支援	児童発達支援事業所等において、小学校就学前までの障がいのある児童を対象に、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	児童発達支援事業所等において、学校就学中の障がいのある児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで、学校教育と連携し、障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が保育所

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

	等を訪問し、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	訪問支援員が、障がいのある児童の家庭を訪問し、障がい児や家族等に対して、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行います。
障がい児相談支援	児童発達支援施設等に通所している障がいのある児童とその家族を対象に、生活上のさまざまな課題の解決や適正なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細やかな相談支援を行います。

【実績と目標】

サービス名		R4 年度実績	R8 年度目標	進捗率 (%)
児童発達支援 (福祉型)	人/月	51	52	98.1
	日/月	514	525	97.9
児童発達支援 (医療型)	人/月	0	0	0
	日/月	0	0	0
放課後等 デイサービス	人/月	69	70	98.6
	日/月	580	585	99.1
保育所等訪問支援	人/月	6	7	85.7
	日/月	9	10	90.0
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0
	日/月	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	36	37	97.3
医療的ケア コーディネーター	人	9	11	81.8

3 地域生活支援事業の事業量見込み

(1) 相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。

【実績と目標】

サービス名	R4 年度実績	R8 年度目標	進捗率 (%)
相談支援事業所数	3 カ所	3 カ所	100.0
相談支援機能強化	実施	実施	100.0
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	100.0
地域自立支援協議会	実施	実施	100.0

(2) 日常的な活動への支援

ア コミュニケーション支援事業

障がいにより意思疎通を図ることに支障のある人に、手話通訳及び要約筆記の方法により、意思疎通を支援する手話通訳者等を派遣します。

【実績と目標】

サービス名		R4 年度実績	R8 年度目標	進捗率 (%)
手話通訳者奉仕員派遣事業	人/月	20	22	90.9
手話通訳者設置事業		設置	設置	100.0

【目標達成施策】

- ① 登録手話通訳者等に対し、研修等を継続的に実施し、手話通訳者等の確保及び質の向上に取り組めます。
- ② 要約筆記者の派遣要請に適切に対応できるよう、要約筆記者等の養成、確保を図ります。
- ③ 視覚障がい者に対し、日常生活の中で必要な付き添いが得られない場合に、要望に応じて「代読・代筆支援者」を派遣して支援します。また、書物を読むための音訳や点字についても継続的な支援に努めます。

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

イ 手話奉仕員・通訳者養成事業

聴覚障がい者の中には、手話によるコミュニケーションを要する人が多くいるため、手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、山口県が行う手話通訳者養成講座の受講へとつなぎます。手話奉仕員に対してもフォローアップ講座を開催し、意思疎通支援の充実を図ります。

【実績と目標】

サービス名		R4 年度実績	R8 年度目標	進捗率(%)
手話奉仕員・通訳者養成事業	人/年	7	8	87.5

【目標達成施策】

- ① 手話の習得を希望する人に対し本事業を広く周知し、必要な手話技術等を習得できるよう、養成講座の内容の向上に努めます。

ウ 日常生活用具給付等事業

障がい者の自立した日常生活を支援するために、介護・訓練支援用具等の日常生活用具を給付します。

(7) 介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド

(4) 自立生活支援用具

入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、屋内信号装置

(ウ) 在宅療養等支援用具

透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計、盲人用体重計

(I) 情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、視覚障がい者用 IC タグレコーダー、視覚障がい者用ワンセグラジオ、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

報受信装置、人工喉頭、点字図書

(オ) 排泄管理支援用具

収尿器、ストマ装具、紙おむつ

(カ) 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

住宅の小規模改修に伴う用具の購入費及び改修工事費

【実績と目標】

サービス名		R4 年度実績	R8 年度目標	進捗率 (%)
介護・訓練支援用具	件/年	2	2	100.0
自立生活支援用具	件/年	8	8	100.0
在宅療養等支援用具	件/年	9	9	100.0
情報・意思疎通支援用具	件/年	8	10	80.0
排泄管理支援用具	件/年	1,233	1,300	94.8
居宅生活動作補助用具	件/年	1	1	100.0

【目標達成施策】

- ① 障がい者の自立、介助者の負担軽減のため、今後も日常生活用具に係る情報提供や相談支援を充実させ、その人の特性に合った適切な日常生活用具の給付を行います。
- ② 障がい者の増加や難病の対象疾病の増加に伴い、在宅における医療的な支援が増えることが予想されるため、適切な情報提供を行い、状態にあった日常生活用具の給付に努めます。

エ 移動支援事業

屋外での移動が困難な人に対し、社会参加等のための外出における移動を支援します。

【実績と目標】

サービス名		R4 年度実績	R8 年度目標	進捗率 (%)
移動支援事業	人/月	5	5	100.0
	時間/月	24	24	100.0

【目標達成施策】

- ① 相談支援事業所やサービス事業所と連携し、ニーズの把握及び提供体制の充実化を図ります。

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

(3) 活動と交流の機会への支援（地域活動支援センター）

ア 基礎的事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。

イ 機能強化事業

センターの機能強化を図るために3つの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）を設けます。

Ⅰ型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及・啓発等を行います。

Ⅱ型：雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

Ⅲ型：障がい者団体が実施する通所による援護事業の実績が概ね5年以上あり、安定的な運営が図られている事業所が、地域の障がい者のための援護対策として支援を行います。

【実績と目標】

サービス名		R4 年度実績	R8 年度目標	進捗率 (%)
地域活動支援センター	カ所数	1	1	100.0
	人/月	10	15	66.7

【目標達成施策】

- ① 創作・生産活動を行う社会参加の場として、地域生活支援の促進を図ります。
- ② 地域活動支援センター機能の周知・啓発活動を強化し、サービスの利用促進を図ります。

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

(4) その他の事業（任意事業）

ア 日中一時支援事業

日中に介護者がおらず、一時的に見守り等の支援が必要な人に対し、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います。

イ 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。

ウ 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動への参加促進、自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業等、障がい者の社会参加を促進する事業を行います。

【実績と目標】

サービス名		R4 年度実績	R8 年度目標	進捗率(%)
日中一時支援事業	カ所数	6	6	100.0
	人/年	25	30	83.3
訪問入浴サービス事業	人/年	2	2	100.0
自動車運転免許取得費事業	人/年	1	2	50.0
自動車改造費助成事業	人/年	0	1	0

【目標達成施策】

- ① 日中一時支援については、事業所と連携し、介助者の負担軽減を図ることなどを目的としたサービスの提供を実施します。
- ② その他の事業については、障がい者の社会参加、社会復帰及び日常生活の維持のため引き続き支援を行います。

第6節 計画の推進

1 計画の周知

本計画に基づく事業・施策を市民の理解を得ながら推進するため、計画の趣旨や施策、事業実施状況等について、市のホームページ等を通じて広く周知を図ります。また、障がい福祉サービスを必要とするだれもが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続きなどの情報を、今後も市の広報やパンフレット、ホームページ及び事業所や関係機関等との連携により周知を図ります。

2 計画の推進

(1) 推進基盤の整備

ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障がい者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように、ライフステージの各段階において能力を最大限発揮し、自立した生活を目指すことを支援します。

また、障がい者のあらゆる社会経済活動への参画を支援する計画の推進にあたっては、保健、医療、福祉、教育、雇用、生活環境など広範な分野にわたるため、施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、萩市自立支援協議会を中心に、関係行政機関、障がい者団体、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、ボランティア団体などとの連携とネットワークの強化を図ります。

(2) 連携・協力の推進

ア 関係機関の連携・協力

保健・医療・福祉の分野を中心に、教育や就労など、障がい者の自立生活に関連の深い分野との連携を図り、地域、障がい者団体、ボランティア団体等の多様な活動主体の協働によるサービス提供を行う仕組みの構築を進め、サービスの充実化を図ります。

イ 国・県・近隣市町村との連携・協力

広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り他の市町との連携を図りながら実施し、さらに、国・県の「障がい福祉計画」に掲げられた事業を効果的に活用するなど、国、県及び他の市町との連携を深め、適切な施策の推進に努めます。

Ⅲ 部門別計画 第2章 障がい福祉計画

ウ 事業所との連携・協力

相談支援事業所をはじめ、福祉行政に関わりのある各事業所との情報交換及び連携を強化し、個別相談から要支援者の早期発見、福祉行政のニーズの把握をすることにより、効率的かつ効果的事業の遂行に努めます。

3 計画の点検・評価

施策の推進とその質の向上を図るためには、「計画を立て実行し、結果を評価した後に改善し、次のステップへとつなげていく過程（PDCA サイクル）」とその過程をチェックする機関が必要となります。

本計画に明記した成果目標について、PDCA サイクルのプロセスを用いて、調査・分析等を行い、障がい者が参画する「萩市自立支援協議会」において評価を行います。萩市自立支援協議会の意見を聴き、必要があると認めるときは、計画内容の変更や見直しを実施します。